

〒110-0002 東京都台東区上野桜木1-7-5ハウス上野の山206

Tel : 03-5815-8911 / Fax : 03-5815-8912

E-mail: : shoji-m@mtj.biglobe.ne.jp

URL : http://www5e.biglobe.ne.jp/~syoji/

令和2年9月から厚生年金保険の標準報酬月額の上限が変更になります

事務所ニュース7月号でご紹介しましたが、令和2年9月、厚生年金保険の標準報酬月額の上限が変更されます。

現在、健康保険と介護保険の標準報酬月額は58,000円(1等級)から1,390,000円(50等級)、厚生年金保険は88,000円(1等級)から620,000円(31等級)ですが今年9月1日から適用する標準報酬月額の等級について、現在の31等級(620,000円)の上に、**32等級(650,000円)が加わります。**

新等級に該当する被保険者がいる場合、9月下旬以降、日本年金機構から会社に対し「標準報酬改定通知書」が送られる予定です。

給与計算を行う際、反映もれに注意しましょう。

雇用調整助成金(雇調金)の特例措置を年末まで延長。支給決定累計額1兆円超す

令和2年8月28日、政府は雇用を維持し社員を休業させた場合に支給される雇調金の特例措置(現在9月末)を**年末まで**延長することを発表しました。

(来年1月以降、原則として段階的に縮小の予定)

●特例措置の主な内容

・1日あたりの上限額:15,000円

・助成率10/10への引き上げ

8/28時点の支給決定累計額:1兆914億円

累計支給申請件数	累計支給決定件数
1,008,864件	866,232件

東京都、最低賃金1,013円で据え置き

令和2年8月5日、東京地方最低賃金審議会は、東京労働局長に対し、「東京都最低賃金は1,013円のまま据え置きとするのが適当である」との答申を行いました。

令和2年10月1日以降も、東京都最低賃金は1,013円のまま据え置きとなります。

●最低賃金の適用範囲と算入されない主なもの
適用範囲

常用・臨時・パート・アルバイト等の属性、性別、国籍、年齢の区別なく、すべての労働者に適用されます。また、派遣中の労働者については、派遣先の事業所に適用される最低賃金が適用されます。

最低賃金に算入されない主なもの

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
- ③臨時に支払われる賃金
- ④賞与等1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

なお、東京近郊の改正状況は以下の通りです。

	R01年	引上げ幅	R02年
東京	1,013円	±0円	1,013円
神奈川	1,011円	+1円	1,012円
埼玉	926円	+2円	928円
千葉	923円	+2円	925円

平均寿命男性 81.41 歳・女性 87.45 歳

厚労省が令和2年7月31日発表の「簡易生命表」によると**令和元年の平均寿命は男性81.41歳、女性が87.45歳になりました。**

厚労省は、各年齢の人が平均あと何年生きられるかを示す「平均余命」の見込みを毎年計算しており、0歳の平均余命が平均寿命となります。

	男性	女性
年齢	平均余命(生存年齢)	平均余命(生存年齢)
0 歳	81.41 歳	87.45 歳
20 歳	61.77(81.77 歳)	67.77(87.77 歳)
30 歳	52.03(82.03 歳)	57.91(87.91 歳)
40 歳	42.35(82.35 歳)	48.11(88.11 歳)
45 歳	37.57(82.57 歳)	43.26(88.26 歳)
50 歳	32.89(82.89 歳)	38.49(88.49 歳)
55 歳	28.34(83.34 歳)	33.79(88.79 歳)
60 歳	23.97(83.97 歳)	29.17(89.17 歳)
65 歳	19.83(84.83 歳)	24.63(89.63 歳)
70 歳	15.96(85.96 歳)	20.21(90.21 歳)
75 歳	12.41(87.41 歳)	15.97(90.97 歳)
80 歳	9.18(89.18 歳)	12.01(92.01 歳)

厚労省が情報を把握する50の国・地域の中で、**日本人の平均寿命は男性が3位、女性が2位で、いずれも前年と同じ順位でした。**

	男性	女性
1 位	香港 82.34 歳	香港 88.13 歳
2 位	スイス 81.7 歳	日本 87.45 歳
3 位	日本 81.41 歳	スペイン 86.22 歳
4 位	シンガポール 81.40 歳	韓国 85.70 歳
5 位	スウェーデン 81.34 歳	シンガポール 85.70 歳

厚労省の担当者によると平均寿命の伸びは医療水準や健康意識の向上などの成果とみられるとの事です。**ただし、来年発表の令和2年は新型コロナウイルス拡大の為、平均寿命、平均余命の変動があると思います。**

地震その時 10 のポイント

「天災は忘れたころにくる(寺田寅彦)」と言われていす。8月30日から9月5日までは「防災週間」です。関東大震災は1923年(大正12年)9月1日に起き、まもなく**100年**になります。今後30年以内に7割の確率で来ると言われています。特に昨年12月にNHKで首都直下型地震などの特集をし、大きな反響がありました。

東京都は「**知っていますか? 地震その時 10 のポイント**」を作成しています。皆様、この際に下記の内容を確認しましょう。

1	地震だ! まず身の安全
2	落ち着いて 火の元確認 初期消火
3	慌てた行動 けがのもと
4	窓や戸を開け 出口を確保
5	門や塀には近寄らない
6	火災や津波 確かな避難
7	正しい情報 確かな行動
8	確かめ合おう わが家の安全 隣の安否
9	協力し合って救出・救護
10	避難の前に安全確認 電気・ガス

企業として労働契約法第5条にある「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をする」の「**安全配慮義務**」があります。

同時に取引先・顧客に経済的損失を与えないようにする必要があります。さらに、**企業として、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)**を十分に認識し、各企業において災害時に**重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定**するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める必要があります。